

初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が 公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1089 号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表します。

◇基本方針

- ・初任運転者の適正、経験を踏まえて内容を策定し、随時変更をして実技研修を行っています。
※バス未経験、島内に土地勘のないもの

◇実施ルート・方法

- ・走行しやすい区間、場所から始めて徐々に難度（狭隘区間、山間区間等）をあげていきます。
- ・営業運行時に立寄る箇所での、駐停車場所、駐停車方法を指導教育します。

◇車種区分

- ・小型バス車両での訓練を行います。

◇指導者の指導歴

- ・基礎的な運転操作の教育・座学は運行管理者資格を有したものが行います。

◇初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

1. 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
2. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
3. 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
4. 危険の予測及び回避
5. ドライブレコーダー映像指導
6. 安全運転の実技指導

1～5については、外部機関にて講習を受講します。

6は20時間(※運転時間)以上。安全運転方法を添乗により指導。